

西宮市指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 委託実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める指定介護予防支援事業者が行う指定介護予防支援事業の一部及び西宮市が地域包括支援センターに委託して行う第1号介護予防支援事業の一部（以下「予防支援・予防ケアマネジメント業務」という。）を地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業者に委託することに関し必要な事項を定める。

(業務委託の資格)

第2条 予防支援・予防ケアマネジメント業務を受託した指定居宅介護支援事業者（以下「受託事業者」という。）は、予防支援・予防ケアマネジメント業務の実施に当たっては、都道府県又は地域包括支援センター等が実施する研修を受講すること等により予防支援・予防ケアマネジメント業務に関する必要な知識及び能力を有する介護支援専門員に担当させることとする。

(従事者の遵守事項)

第3条 受託事業者の従事者は、利用者の意思を尊重すること。また、業務上知り得た個人情報については、善良な管理者の注意をもって個人情報の管理を行わなければならない。

(利用者)

第4条 利用者とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により西宮市の住民として登録している者で、要支援1・2又は事業対象者に該当する者とする。ただし、特に市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(予防支援・予防ケアマネジメント業務の開始)

第5条 受託事業者は、地域包括支援センターより利用者の予防支援・予防ケアマネジメント業務の委託があれば、委託契約を交わした日から14日以内に予防支援・予防ケアマネジメント業務を開始しなければならない。ただし、正当な理由がある場合はこの限りでない。

(委託の範囲)

第6条 地域包括支援センターが受託事業者に委託できる予防支援・予防ケアマネジメント業務の範囲は次の第1号から第10号とする。ただし、予防支援・予防ケアマネジメント業務の運営が円滑に行えない場合は、法令等により定める委託できる業務の範囲において、西宮市地域包括支援センター運営協議会の了承を得て、予防支援・予防ケアマネジメント業務の委託の範囲を定めることとする。

- (1) 「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の届出
- (2) 「情報提供申請書（本人同意書）兼誓約書」による、アセスメントに必要な情報の収集

- (3) アセスメントの実施
- (4) 介護予防サービス計画・介護予防ケアプラン原案の作成
- (5) サービス担当者会議の開催（介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの決定）
- (6) 介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの利用者への説明と同意
- (7) サービス利用票・サービス利用票別表・サービス提供票・サービス提供票別表の作成と利用者及びサービス提供事業者への交付（適宜様式を簡略化して使用可）
- (8) モニタリング（1月に1回利用者の状況確認及びサービス提供事業者より実施状況の報告を受ける）
- (9) 介護予防サービス計画・介護予防ケアプランに基づく評価
- (10) 利用者、サービス提供事業者との連絡調整

（帳票類の提出）

第7条 受託事業者は、予防支援・予防ケアマネジメント業務に関する帳票類（以下「帳票類」という。）を契約した地域包括支援センターが指定する日までに提出しなければならない。提出する帳票類は次の各号のうち、前条に規定する予防支援・予防ケアマネジメント業務の委託の範囲に応じ、地域包括支援センターが指定する帳票類とする。なお、第1号に掲げる介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書については、受託事業者が直接西宮市に提出した場合は、当該届出書の写しを地域包括支援センターに提出することとする。

- (1) 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
- (2) 代理受領委任状
- (3) 情報提供申請書（本人同意）兼誓約書又は認定調査票及び主治医意見書の写し
- (4) 利用者基本情報
- (5) アセスメントシート
- (6) 介護予防サービス・支援計画書
- (7) サービス利用票・サービス利用票別表・サービス提供票・サービス提供票別表
- (8) 介護予防支援経過記録
- (9) 介護予防支援・サービス評価表

（委託料の請求）

第8条 受託事業者は、地域包括支援センターの指定する様式により、予防支援・予防ケアマネジメント業務の委託料の請求を行うものとする。

（委託料の支払い方法）

第9条 予防支援・予防ケアマネジメント業務委託料の支払い方法については、受託事業者が、介護給付費の支払い口座を兵庫県国民健康保険団体連合会に届け出ている場合、兵庫県国民健康保険団体連合会から受託事業者へ支払うこととする。この場合、代理受領委任状を地域包括支援センター経由で西宮市に提出しなければならない。また、同受託事業者の介護給付費の支払い口座の届出が、兵庫県国民健康保険団体連合会に無い場合は、委託契約時に受託事業者が地域包括支援センターの

指定する様式により支払い口座の届出を行い、地域包括支援センターより当該支払い口座へ直接支払うものとする。

(変更の届)

第10条 受託事業者は、所在地、名称、代表者若しくは契約印又は委託契約時に届け出た委託料支払いに係る口座に変更があった場合は、地域包括支援センターの指定する様式により、地域包括支援センターに速やかに届け出なければならない。

(業務の報告)

第11条 受託事業者は、西宮市及び西宮市地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合には、指定された様式により、地域包括支援センターに業務報告をしなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この業務委託実施について必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は平成18年3月15日から実施する。

附則 この要綱は平成29年4月1日から実施する。